

県中総体、県中新人大会引率・監督細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、当該校の校長・教員・部活動指導員が引率及び監督ができず、校長がやむを得ないと判断し、当該市町村教育委員会（以下「教育委員会」という）又は設置者の同意を得た場合に限るもので、安易に外部指導者、他校の教諭等の代理引率者・代理監督を認めるものではない。

【代理引率について】

- 1 校長・教員以外の代理引率を認める条件は、当該校で参加する部活動がない場合における個人種目のみとし（ダブルスも含む）、次の13種目とする。
(1) 陸上競技 (2) 体操競技 (3) 新体操 (4) 水泳競技 (5) 卓球
(6) 柔道 (7) 剣道 (8) バドミントン (9) 相撲 (10) ソフトテニス
(11) スキー (12) スケート (13) アイスホッケー混成チーム
※ 陸上競技・水泳競技・スキーのリレーは、個人種目として取り扱わない。
- 2 代理引率者は、次の中から校長が認め、教育委員会又は設置者の同意を得た20歳以上の成人とする。なお、部活動指導員は代理引率者にはなれない。
(1) 当該校の校長・教員以外の学校職員
(2) 当該生徒を指導している外部指導者
(3) 代理監督を依頼された他校の校長・教員
- 3 代理引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長又は競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- 4 代理引率者の留意点
(1) 引率時は、公の交通機関を利用する。
(2) 代理引率者は、任意の傷害保険に加入する。費用は原則として当該校が負担する。
(3) 引率にかかわる費用は、原則として当該校が負担する。
(4) 大会要項を遵守し、責任ある行動を取る。

【代理監督について】

- 1 代理監督は、当該校の校長がその旨を依頼した他校の校長・教員とし、代理引率者（校長・教員は除く）には監督の資格を認めない。なお、部活動指導員は代理監督にはなれない。
- 2 代理監督の任務は、会場における監督会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関わることとする。
- 3 代理監督は、監督権の行使に当たって、委任された出場生徒の不利益となることのないようにする。

【手続きについて】

- 1 当該校の校長は、代理引率及び代理監督を依頼する場合、当該生徒の保護者からその承諾を得ること（様式1）。
- 2 当該校の校長は、代理監督を他校の校長・教員に依頼する場合、「代理監督依頼書」（様式2）により依頼し、「代理監督承認書」（様式3）及び「代理監督承諾書」（様式4）により承諾を得ること。
- 3 当該校の校長は、「引率・監督の特例報告書」（様式5）に（様式2）（様式3）（様式4）の写しを添えて、地区中体連会長経由で県中体連会長に大会参加申込時に提出すること。

平成18年5月2日 県中総体、県中新人大会引率・監督細則制定

平成30年5月2日 一部改訂【代理引率についての2】【代理監督についての1】

令和5年5月2日 一部改訂【前文】【代理引率についての2】